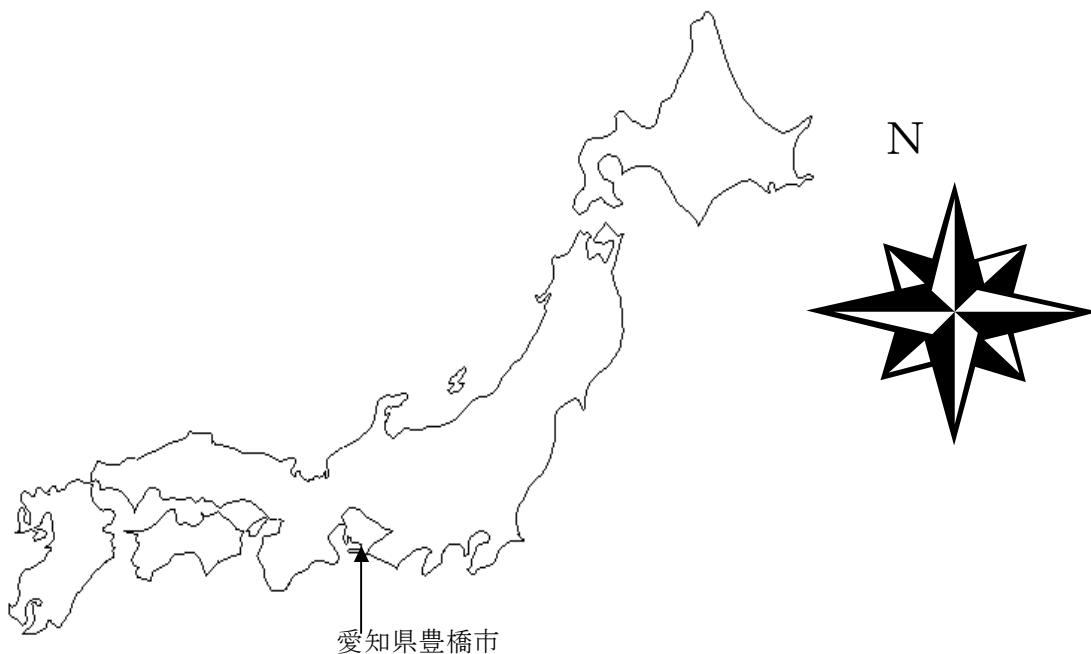


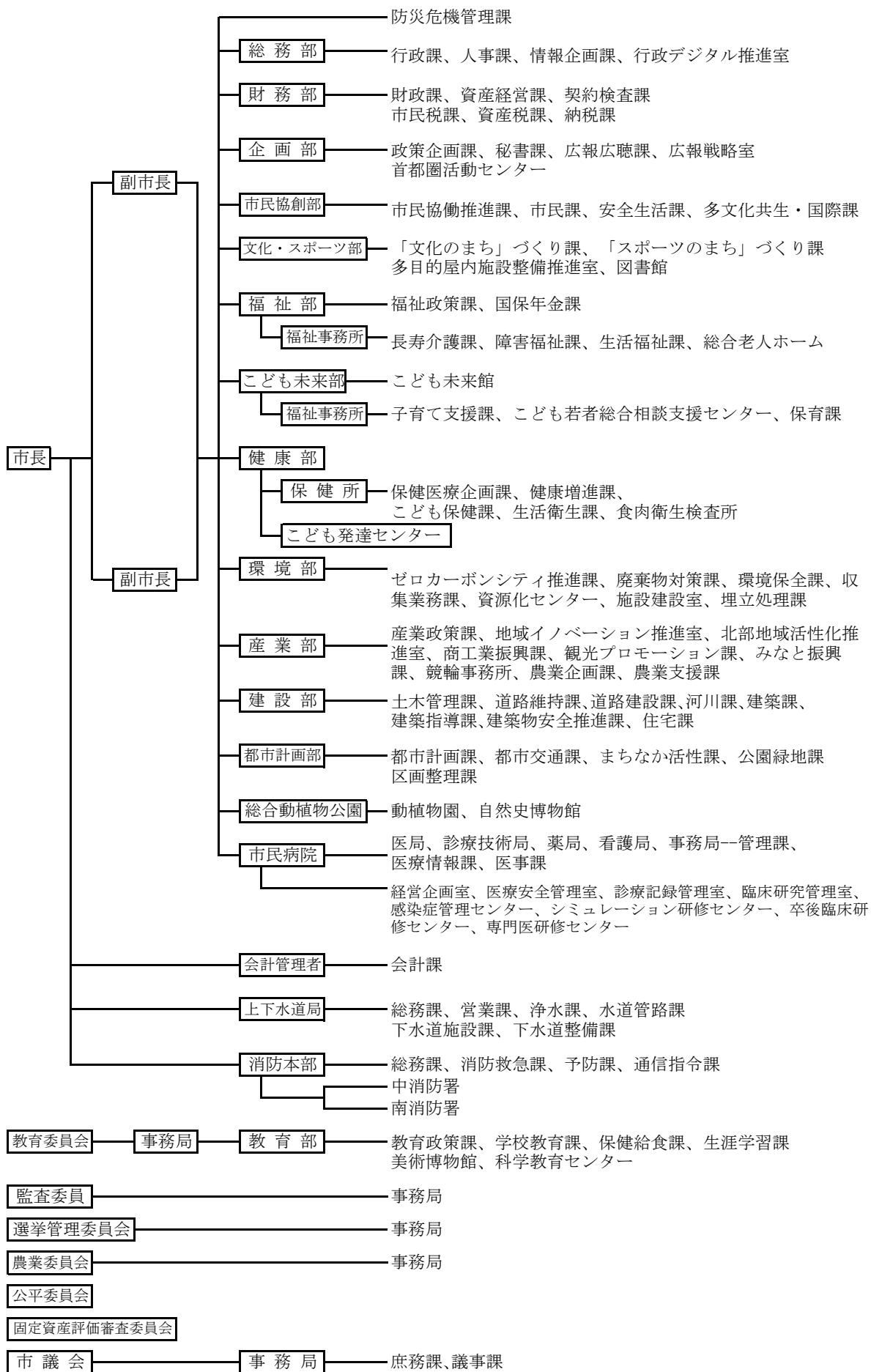
1. 市勢の概要

年別	世帯数	人口			備考		
		総数	男	女			
4	162,193	370,829	185,918	184,911	令 4 . 4 . 1 現 在		
5	163,949	369,330	185,127	184,203	令 5 . 4 . 1 現 在		
6	165,167	367,142	183,999	183,143	令 6 . 4 . 1 現 在		
豊橋 市の 広さ	面積	東西	南北	市役所 の位置	東	西	北
	km ²	km	km		137°	23'	34°
	262.00	17.80	23.90		29''	46'	09''



2. 豊橋市行政機構図

(令和6年4月1日現在)



3. 税務機構及び職員数

令和6年4月1日現在

部 課	グ ル ー プ 別	職 員 数						合 計	事 務 分 掌
		課 長 長 幹	主 幹	課 長 補 佐	專 門 員	主 查	グ ル ー プ 員		
		財 務 部 次 長						1	1. 税務全般の統轄に関すること。
財 務 部	税制法人グ ル ー プ	1	1	1	1			4	1. 市民税課業務全般に関すること。 1. 法人市民税及び事業所税の申告納付及び減免に 関すること。 2. 市たばこ税、鉱産税及び入湯税の申告納付に 関すること。 3. 国有提供施設等所在市助成交付金に 関すること。 4. 税制の調査及び統計に 関すること。 5. 税務各課との連絡調整に 関すること。
					2	5	7	(1)	(1)
市 民 税 課	個人市民税グ ル ー プ								1. 個人市民税の賦課調定に 関すること。 2. 個人市民税の賦課資料の収集管理に 関すること。 3. 個人市民税の減免に 関すること。
					5	22	27		
計		1	1	1	1	7	27	38	() 内は、うち再任用職員数
		(1)					(1)		

令和6年4月1日現在

部 課	グ ル ー プ 別	職 員 数						合 計	事 務 分 掌
		課 長 長 幹	主 幹	課 長 補 佐	專 門 員	主 查	グ ル ー プ 員		
財 務 部	賦課 ・ 調査 グ ル ー プ	1	1	0	4			6	1. 資産税課業務全般に関すること。 1. 固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関する こと。 2. 固定資産税及び都市計画税の減免に関する こと。 3. 固定資産課税台帳等に関すること。 4. 固定資産税(土地)の住宅用地の認定に関する こと。 5. 軽自動車税の賦課調定及び減免に関する こと。 6. 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識及び 試乗標識に関すること。
	窓口 ・ 管理 グ ル ー プ				4	29 (2)	33 (2)		1. 固定資産税及び都市計画税の賦課に係る台帳宛名 管理に関する事。 2. 国有資産等所在市交付金に関する事。 3. 市税の納税証明に関する事。 4. 個人市民税の所得証明、課税証明、非課税証明等に 関する事。 5. 固定資産課税台帳等の閲覧に関する事。 6. 土地及び家屋の価格通知に関する事。 7. 資産(評価)証明、車庫証明等に関する事。
資 産 税 課	計	1	1	0	4	5 (3)	35 (3)	46 (3)	() 内は、うち再任用職員数

令和6年4月1日現在

部 課	グ ル ー プ 別	職 員 数						合 計	事 務 分 掌
		課 長 長	主 幹	課 長 補 佐	專 門 員	主 查	グ ル ー プ 員		
財 務 部 納 税 課	収納啓発グル ープ	1	1	1	3	1		7	1. 納税課業務全般に関すること。 2. 債権管理事務全般に関すること。
								3	1. 納税意識の普及宣伝に関すること。 2. 市税等の口座振替に関すること。 3. 市税等の督促状に関すること。 4. 市税等の過誤納金還付及び充当に関すること。 5. 市税等の窓口収納事務に関すること。 6. 市税等の欠損処分に関すること。 7. 市税等及び市税外収入の整理に関すること。
	納税グル ープ							8	1. 市税等の納税相談に関すること。 2. 市税コールセンターに関すること。 3. 滞納金整理に関すること。 4. 滞納者の実態調査に関すること。 5. 滞納処分に関すること。 6. 延滞金の減免に関すること。 7. 納税の猶予に関すること。 8. 差押物件換価及び交付要求に関すること。 9. 徴収嘱託及び受託徵収に関すること
								19	1. 市の債権の管理及び徵収事務についての指導及び助言に関すること。 2. 他課から受託した未収債権についての徵収及び滞納処分並びに法的措置に関すること。 3. 債権管理調整会議の事務に関すること。 4. 市の債権に関する情報取得及び共有に関するこ と。
	東三河広域連合派遣	1				2	1	4	1. 東三河広域連合滞納整理事業に関するこ と。
	計	2	1	1	3	12 (1)	30 (4)	49 (5)	()内は再任用職員及び任期付職員数
		4	3	2	8	24	92	133	(次長1名・再任用職員等13名を含む。)

4.税務職員特殊勤務手当

(令和6年4月1日現在、単位:円)

種類	支給基準	支給単位	支給金額
滞納整理手当	府外にあって行う滞納金の徴収及び督促事務	日額	400
	滞納処分による差押え又はその他の方法により法的効力を有することとなった差押え	1件につき	800
	公売又は競売による換価	1件につき	800